



平成 22 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 三共理化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 須藤 進  
(コード番号 : 5383)  
問合せ先 取締役財務本部長 早川 良和  
(TEL. 048-786-2112)

### 当社完全子会社化のための定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成22年2月25日開催の取締役会において、平成22年3月19日開催の当社臨時株主総会及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1)②」において定義いたします。）の全部取得について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### I. 定款の一部変更

##### 1. 定款の一部変更の件(1)（種類株式発行等に係る定款の一部変更の件）

###### (1) 変更の理由

当社の親会社であるフジスター株式会社（以下「フジスター」といいます。）は、平成 21 年 12 月 15 日から平成 22 年 2 月 2 日まで当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 22 年 2 月 3 日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、平成 22 年 2 月 9 日（決済の開始日）をもって、当社普通株式 4,922,290 株（総株主の議決権所有割合:98.30%）を保有するにいたっております。

フジスターは、平成 21 年 12 月 14 日公表の「三共理化学株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 21 年 12 月 15 日付で提出された公開買付届出書等で表明しておりますとおり、当社の企業価値のより一層の向上を図るために、当社の発行済株式（当社の自己株式を除きます。）の全てを取得する取引を実施することにより、当社の完全子会社化を企図しております。

当社といたしましても、平成 21 年 12 月 14 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨

に関するお知らせ」及び平成 21 年 12 月 15 日付で提出した意見表明報告書にてお知らせいたしましたとおり、昨今の当社の経営を取り巻く厳しい状況を踏まえ、いわゆるマネジメント・バイアウトの手法により、当社の完全子会社化・非公開化を実施し、経営判断のより一層の柔軟化及び迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく経営施策を遂行することができる体制を構築し、フジスターの提案に係る諸策を実行することが、当社の中・長期的な企業価値の向上のため最善の手段であると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の取締役会による決議を行いました。

以上を踏まえ、当社は、以下の①ないし③の方法により、当社がフジスターの完全子会社となることといたしました（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号の定めを指し、以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（当社を除きます。以下、同様とします。）の有する全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社は株主様に対して、取得対価として A 種種類株式を交付します。この際、フジスター以外の株主様に交付される当社の A 種種類株式の数は 1 株未満の端数となる予定です。

定款の一部変更の件(1)は、本完全子会社化手続のうち上記①を行うものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられる A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。なお、以下定款の一部変更の件(2)及び全部取得条項付普通株式の取得の件でご説明いたしますとおり、全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種種類株式としております。

会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。以下、同様とします。）を取得した場合（すなわち、本完全子会社化手続を実施した場合）、上記のとおり、フジスター以外の株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は 1 株未満の端数となる予定です。

株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する数の株式は、会社法第 234 条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式をフジスターに対して売却することまたは会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき当社が A 種種類株式を買取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主様が保有する当社普通株式数に1,300円（フジスターが本公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

以上のように、定款の一部変更の件(1)は、本完全子会社化手続の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、当社の現行定款第12条におきましては、多数の株主様に対する株主総会の招集手続の事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会の基準日を定めております。しかし、本完全子会社化手続が実施された場合、当社は、フジスターのみを議決権を有する株主とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、同条の定めを削除し、これに代えて、新第12条として種類株主総会に関する規定を設けるものであります。

当社の現行定款第12条の定めを削除した場合、本年6月に開催が予定されております定時株主総会（以下「第57回定時株主総会」といいます。）において議決権を行使することのできる株主は、第57回定時株主総会開催時の株主となります。

なお、定款の一部変更の件(1)に係る定款変更は、定款の一部変更の件(1)が当社株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものとします。

## (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、2,000万株とし、 <u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は19,999,900株とし、A種種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式の数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>	<p>(<u>A種種類株式</u>)</p> <p>第5条の2 <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>  <u>またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)  <u>または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)  <u>を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式の単元株式の数は1,000株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は1株</u>とする。</p> <p>(<u>種類株主総会</u>)</p> <p>第12条 <u>第11条の臨時株主総会に関する規定、第13条、第14条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u>  <u>②第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>  <u>③第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

## 2. 定款の一部変更の件(2) (全部取得条項に係る定款の一部変更の件)

### (1) 変更の理由

上記定款の一部変更の件(1)でご説明しておりますとおり、いわゆるマネジメント・バイアウトの手法により、当社の完全子会社化・非公開化を実施し、経営判断のより一層の柔軟化及び迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく経営施策を遂行することができる体制を構築し、フジスターの提案に係る諸策を実行することが、当社の中・長期的な企業価値の向上のため最善の手段であると判断しております。

定款の一部変更の件(2)は、本完全子会社化手続における②として、定款の一部変更の件(1)による変更後の当社定款の一部を変更し(第5条の3を新設)、当社普通株式に全部取得条項を付して、これを全部取得条項付普通株式とする旨の定めを設けるものであります。

また、本完全子会社化手続における②の後、株主総会の決議によって、当社は株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得しますが(本完全子会社化手続における③)、当該取得と引換えに

当社が株主様に交付する取得対価は、定款の一部変更の件(1)における定款変更案により設けられる A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.00001 (10 万分の 1) 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものであります。

かかる定款の定めにしたがって当社が株主総会の決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合に株主様に交付する A 種種類株式の数については、フジスター以外の各株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる予定であります。

なお、定款の一部変更の件(2)に係る定款変更の効力発生日は、平成 22 年 4 月 23 日といたします。ただし、定款の一部変更の件(2)に係る定款変更の効力発生日は、定款の一部変更の件(1)が原案どおり承認可決されること、及び普通株主様による種類株主総会において定款の一部変更の件(2)の追加変更案と同内容の定款変更議案が承認可決されることを条件とします。

## (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、定款の一部変更の件(1)に係る変更後の定款の一部をさらに追加変更するものであります。

(下線は変更部分を示します。)

定款の一部変更の件(1)による変更後の定款	変 更 案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第 5 条の 3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.00001 (10 万分の 1) 株の割合をもって交付する。</u>

## II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款の一部変更の件(1)及び定款の一部変更の件(2)でご説明しておりますとおり、いわゆるマネジメント・バイアウトの手法により、当社の完全子会社化・非公開化を実施し、経営判断のより一層の柔軟化及び迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく経営施策を遂行することができる体制を構築し、フジスターの提案に係る諸策を実行することが、当社の中・長期的な企業価値の向上のため最善の手段であると判断しております。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本完全子会社化手続における③として、会社法第 171 条第 1 項ならびに定款の一部変更の件(1)及び定款の一部変更の件(2)による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を交付するものであります。

かかる取得対価としては、定款の一部変更の件(1)における変更後の定款により設けられる A 種種類株式とし、定款の一部変更の件(2)による変更後の当社定款規定第 5 条の 3 に定めるとおり、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.00001 (10 万分の 1) 株の割合をもって交付させていただきます。この結果、フジスター以外の各株主様に対して取得対価として割当て

られる当社 A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定であり、このように交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下の端数処理がなされたのち現金が交付されることとなります。当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件が承認された場合に、株主様に割当てられることになる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、個々の株主様が割当てを受ける端数の比率に応じて、売却代金を分配する予定です。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可を得たうえで、フジスターに対して売却することまたは会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき当社が買取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主様が保有する当社普通株式数に 1,300 円（フジスターが本公開買付けを行った際における当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項ならびに定款の一部変更の件(1)及び定款の一部変更の件(2)による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式に係る株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.00001（10 万分の 1）株の割合をもって交付します。

### (2) 取得日

平成 22 年 4 月 23 日といたします。

### (3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款の一部変更の件(1)及び定款の一部変更の件(2)に定める定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が発生するものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

## III. 上場廃止

当社株主総会において、定款の一部変更の件(1)及び定款の一部変更の件(2)ならびに全部取得条項付普通株式の取得の件が原案どおり承認可決され、普通株主様による種類株主総会において定款の一部変更の件(2)の追加変更案と同内容の定款変更議案が承認可決された場合には、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成 22 年 3 月 19 日から平

成22年4月19日まで整理銘柄に指定された後、平成22年4月20日をもって上場廃止となる予定です。  
上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

#### IV. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成22年1月26日(火)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の基準日	平成22年2月10日(水)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成22年2月25日(木)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催	平成22年3月19日(金)
定款の一部変更の件(1)の効力発生日	平成22年3月19日(金)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成22年3月19日(金)
当社普通株式に係る株券の売買最終日	平成22年4月19日(月)
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	平成22年4月20日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及び株式交付の基準日	平成22年4月22日(木)
定款の一部変更の件(2)の効力発生日	平成22年4月23日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及び株式交付の効力発生日	平成22年4月23日(金)

以上